平成２１年（フ）第１９９１号
札幌市中央区南２条西24丁目１番１―412号
債務者　奥寺　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９９６号
札幌市北区北22条西８丁目２番22号　マリーハイツ６号
債務者　千葉さゆり
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１３号
札幌市東区北42条東１丁目１番20―101号
債務者　竹口　悟志
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２１号
北海道北広島市大曲並木３丁目１番地７
債務者　小向　照子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２６号
札幌市西区琴似１条７丁目１番14―702号
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３３号
札幌市白石区中央２条２丁目２番25―102号
債務者　白川久美子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３５号
札幌市北区新琴似１条13丁目６番15号
債務者　鈴木　恵司
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０３６号
札幌市北区新琴似１条13丁目６番15号
債務者　鈴木美和子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４６号
札幌市東区北36条東17丁目１番38―602号
債務者　渋谷　浩司
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５６号
札幌市東区北27条東６丁目１番38―901号
債務者　北山羽津江
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５８号
札幌市南区藤野４条２丁目１番27号　大谷マンションⅢ―201号
債務者　西城　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６４号
北海道石狩市樽川７条３丁目11番地
債務者　向野由加季
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６７号
札幌市北区北29条西４丁目２番１―313号
債務者　定塚　育子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７１号
札幌市東区北12条東５丁目１番45号
債務者　石田　昭司
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０１号
札幌市東区北16条東10丁目３番１号　ホワイトピア光星201号
債務者　河西恵里子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０２号
札幌市東区北16条東10丁目３番１号　ホワイトピア光星201号
債務者　河西　直也
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０３号
札幌市中央区南26条西９丁目２番１号　北都ハウス13号
債務者　今井　天聖
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１０号
札幌市西区二十四軒２条５丁目１番17―509号
債務者　廣木　詩子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部